

事務事業名	小規模事業者・中小企業者金融支援事業		担当	産業部 商工観光課 商工業係	
政策名	3	「にぎわいづくり」～まちの活力アップ!～	施策名	2	商業の振興
成果指標	名称		単位	5 年度実績	
	商工振興資金新規貸付件数（緊急経営対策資金除く）		件	137	
	緊急経営対策資金貸付件数		件	15	
事業概要	【商工振興資金の貸付】 市内中小企業者が体質改善や経営の合理化を推進する際に、市が金融機関と協調して低金利で資金を融資（預託）する事業。市は、融資あっせん（審査）や資金相談業務、制度資金のPRなどを行っている。制度見直しとして、平成28年度から、夏季資金の追加、借換融資等の運用面の改善、令和2年3月から令和3年3月まで新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の運用などを行った。 さらに利用事業者の負担軽減を図るため、融資時に必要な保証料を全額補助している。 【中小企業等災害復旧資金利子補給事業】 東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対し、栃木県が行った制度融資について、市は、この融資を受けた事業者に対し、金利相当分の利子補給をすることにより、金利負担の軽減と経営の安定を図っている。（最大10年間）平成24年5月の竜巻災害による融資（市商工振興資金）も追加対象とした。（該当1件） 【小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給事業】 国の融資制度『小規模事業者経営改善資金（マル経融資）』の利用者に対して、金利負担を軽減し、経営の安定を図るため、金融機関（日本政策金融公庫）に支払った利子の一部（市商工振興資金との差額分）を助成する事業。				
5 年度実績・成果・課題	令和5年度については、緊急経営対策資金の特定要因が新型コロナウイルス感染症のみのこともあったため、貸付件数が減少した。しかし、事業収益が未だに回復していないことに加え、燃料価格や物価高騰等の影響もあり、交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金交付対象者に対し、利子補給事業を延長した。 国のゼロ金利政策が終了したことから、今後金利が上昇することが危惧されるため、引き続き低金利での貸付により、金融支援を行っていく。				
今後の方向性と具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 ・令和6年度から市制度融資の「緊急経営対策資金」の特定要因を「新型コロナウイルス感染症」から「原油価格・物価高騰」に変更を行う。				